

# 平成25年度第2回長久手市都市計画審議会 議事録

## 議 事

### 1 開会

#### 事務局（加藤開発調整監）

ただ今から、平成25年度第2回長久手市都市計画審議会を開催します。私は、本日、司会を担当させていただきます建設部開発調整監の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

### 2 あいさつ

#### 事務局（加藤開発調整監）

開会に先立ちまして、建設部長の鎌倉よりご挨拶申し上げます。

【建設部長あいさつ】

#### 事務局（加藤開発調整監）

まず、はじめにお手元の資料を確認させていただきます。本日の次第、長久手市都市計画審議会委員の名簿、平成25年度第2回長久手市都市計画審議会議案書、意見書の要旨、A3サイズの参考資料、パワーポイントを印刷したもの、都市計画マスタープランを抜粋したもの、以上になりますが、お揃いでしょうか。資料の不足、不備がありましたら、係の者が伺いますので、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

本日、水津功委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、本日の会議は、委員10名中、2分の1以上の9名の委員の皆様方にご出席をいただいております。長久手市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第6条第2項により、成立いたします。

審議会の議長は、長久手市都市計画審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第4条により会長が務めることになっておりますので、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### 3 議案審議

#### (1) 第1号議案について

##### 瀬口哲夫議長

円滑な審議、進行にご協力を賜りますようお願いいたします。運営規則第7条第1項により、本日の審議会の議事録の署名者2名を指名します。市議会議員の青山直道委員と浅井たつお委員をお願いします。

本日の審議会の傍聴者については、3名の方の傍聴の申し込みがありました。

それでは、審議に入ります。本日は、6つの議案について審議いただく予定です。第1号議案では、「市街化調整区域である前熊一ノ井地区の地区計画決定」についてご審議いただきます。

次に、第2号議案から第6号議案までは、「長湫南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、都市計画の地名を変更する」案件であるため、一括でご審議いただこうと思います。

それでは、第1号議案について、事務局の説明をお願いします。

### **事務局（磯村都市計画係長）**

本日の議案について、説明させていただきます。都市計画課の磯村です。よろしくお願ひ致します。第1号議案の名古屋都市計画地区計画の決定については、長久手市が、決定する都市計画です。議案書は、1ページから12ページです。前熊一ノ井地区は、長久手市都市計画マスタープランにおいて、「住宅誘導ゾーン」と位置付けられており、現在、民間開発事業者による低層住宅を中心とした宅地造成が計画されています。住宅の計画戸数は、約350戸が予定されています。それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

まず、前熊一ノ井地区の位置について説明します。この図面は、長久手市全域の都市計画基本図です。前熊一ノ井地区は、本市南東部に位置し、リニモ公園西駅から南西へ約1km、県道田名古屋線南側の位置となります。

続きまして、前熊一ノ井地区に係る上位計画について説明します。まず、愛知県が定める、名古屋市とその近郊のエリアの都市の将来像を描いた「名古屋都市計画区域マスタープラン」、長久手市の行政指針である「長久手市第5次総合計画」、長久手市の都市の将来像を描いた「長久手市都市計画マスタープラン」があります。これらの上位計画の中で、本地区は、「住宅誘導ゾーンに定められており、公共交通の拠点となるリニモ公園西駅を活かし、計画的に市街地整備を図る地区」と位置づけられています。

続きまして、地区計画について、説明します。この前熊一ノ井地区は、市街化調整区域内に位置しますが、市街化調整区域で、今回のような宅地造成等の開発事業を行う場合は、開発許可申請を行う前に、市が、都市計画法の規定に基づき、地区計画を策定する必要があります。地区計画とは、一定のまとまった地区を単位として、それぞれの地区の特性に応じて、道路や緑地を配置し、建築物の用途や高さなどを制限することにより、良好な環境を作るものです。

地区計画で定める事項としましては、道路などの地区施設の配置及び規模と建築物に関する事項があります。次に、前熊一ノ井地区計画の概要について、

説明します。位置は、長久手市前熊一ノ井の一部で、面積は約17.4haです。また、地区施設として、主要な道路と緑地を計画に位置づけます。

地区施設とは、「この地区に必要な公共空間を確保するために設置する道路や緑地などの公共空地のこと」で、この前熊一ノ井地区には、道路1路線、緑地3箇所を地区施設として定めます。地区施設の配置は、次のとおりです。画面では見にくいかもしれませんが、お手元のA3サイズの参考資料の1ページ、右肩に参考図1と書かれた資料と照らし合わせてご覧ください。灰色部分が、地区施設で位置付ける主要な道路1路線、きみどり色部分の3箇所が緑地です。

次に、建築物に関する事項について、説明します。前熊一ノ井地区計画では、この地区を2つの区域、A地区、B地区の2つに細分化し、それぞれの区域にあった建築物に関する事項を定めます。画面では見にくいかもしれませんが、お手元のA3サイズの参考資料の2ページ、右肩に参考図2と書かれた資料と照らし合わせてご覧ください。紫色の部分が、A地区となります。まちづくりの方針としましては、低層住宅地区とし、低層の一戸建ての住宅を中心とした、良好な住環境を形成する地区とします。黄色の部分、県道田名古屋線南端から30mの範囲が、B地区となります。まちづくりの方針としましては、幹線道路に面する利便性を活かした、沿道サービス系施設等の集積を図る地区とします。

このように、前熊一ノ井地区を、A、Bの2つ地区に区分して、それぞれに6つの建築物に関する事項を定めます。1つ目が、建築物等の用途の制限、2つ目が、建築物の容積率の最高限度、3つ目が、建築物の建ぺい率の最高限度、4つ目が、建築物の敷地面積の最低限度、5つ目が、壁面の位置の制限、6つ目が、建築物等の高さの最高限度です。次に、それぞれの制限について、説明します。

まず始めに、建築物等の用途の制限について説明いたします。A地区は、市街化区域の第一種低層住居専用地域で建てられる建築物を基本的な考えとします。一戸建ての住宅のほか、一定規模の事務所や学習塾、アトリエなどを兼用する住宅などが、建築可能となります。B地区は、幹線道路に接する利便性を活かし、市街化区域の第一種中高層住居専用地域で建てられる建築物を基本的な考えとします。一戸建ての住宅や長屋、共同住宅、幼稚園、保育所、診療所のほか、店舗等は、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のものが建築可能となります。

次に、建築物の容積率の最高限度です。容積率とは、敷地面積に対する建築物の延べ床面積の割合のことです。A地区は、本市の第一種低層住居専用地域と同等に100%としています。B地区は、本市の第一種中高層住居専用地域と同等に200%としています。

次に、建築物の建ぺい率の最高限度です。建ぺい率とは、敷地面積に対する建築物の建築面積の割合のことです。A地区は、本市の第一種低層住居専用地域と同等に50%としています。B地区は、本市の第一種中高層住居専用地域と同等に60%としています。

次に、建築物の敷地面積の最低限度です。これは、「建築物が立地する敷地の面積に最低の限度を設ける」もので、良好な住環境を図るため、A地区、B地区とも200㎡とします。

次に、壁面の位置の制限です。これは建築物の外壁などの位置を隣地境界線から制限するものです。A地区、B地区とも、隣地境界線から1m以上空けて建築物の壁を建築していただくこととなります。隣の建築物との間に空間を設けることにより、日照や通風、採光、防災上の安全性等の向上を図ります。壁面の位置の制限について、立面図で説明しますと、このように隣地境界線と建築物の壁面を、1m以上空けていただくこととなります。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15㎡以内の建築物又は建築物の部分は除きます。壁面の位置の制限では、屋根のひさし部分は該当しません。次に平面図で説明しますと、このような土地があった場合、建築物の壁は隣地境界線から1m離して建築していただきます。

最後に、建築物の高さの最高限度です。これは、建築物の高さを制限するもので、A地区は低層の戸建住宅を中心とした地区であることから、本市の第一種低層住居専用地域と同じの高さとして10mとします。B地区は幹線道路に隣接していますが、周囲との調和を図るため、4階建て程度の建築物が建てられる高さとして13mとします。

第1号議案の説明は以上でございます。この案件について、都市計画法16条の規定に基づき、平成25年11月27日から12月11日までの間、一般の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第17条に基づき、平成26年1月8日から1月22日までの間、一般の縦覧に供しましたところ、1通1名の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解をご説明いたします。再度、A3サイズの

参考資料の3ページをご覧ください。

まずは、提出された意見書の要旨をご説明いたします。意見書の要旨でございますが、「1-1緑地の保全について」として、「本市の緑地は、首の皮一枚しか残されていないため、その対策をどうするか。今回の地区計画でも、緑地保全対策の補足が抜けているように思われる。」という、ご意見を頂いております。

意見に対する都市計画決定権者の見解としては、「長久手市都市計画マスタープランにおいて、本地区は、住宅誘導ゾーンとして位置付けられており、民間開発事業者による低層住宅を中心とした宅地造成が計画されております。なお、開発にあたっては、周辺の自然環境に配慮した良好な住環境を形成するため、開発区域の周辺に地区計画で定めた緑地を配置し、緑地の保全に努めております。」という見解です。

説明は以上でございます。ご審議をお願いします。

#### **瀬口哲夫議長**

それでは、第1号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

#### **浅井たつお委員**

まずは、環境に関することについて、質問します。都市計画マスタープランの中で、本地区は、周辺に広がる緑地空間等に配慮し、家庭菜園を備えるなどゆとりある住居地や自然環境と共生した住宅地及び住民の暮らしを支えると明記されているが、本地区計画の中身は、昭和40年代の宅地開発と変わっていない。単純な宅地の開発ではなく、これからは、まちづくりの観点が必要だと思う。また、市長が言っていることとそぐわない開発だと思う。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

現在、長久手市には、地区計画を活用して、指摘いただいたようなことを誘導できる条例は無い。また、そういった検討が進んでいないという状況である。

よって、都市計画マスタープランや緑の基本計画を念頭において、今後の開発協議の中で、事業者と協議していく予定である。ただし、緑地については、事前に事業者と協議する中で、出来る限り稜線を残すような形で配置させていただいた。地区計画によって、具体的な開発の中身を決めてないが、今後の開発協議の中で中身を詰めていきたい。

#### **浅井たつお委員**

高崎先生の書籍を知っているか。その中で、一ノ井池のことについても書かれている。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

そちらの書籍については、我々も確認している。ただし、事業者との協議については、愛知県が、書籍の内容を踏まえ、大規模開発の届出の中で進めていく予定であると聞いている。

#### **浅井たつお委員**

長久手市には、良好な環境を保っている池は約50箇所あると言われている。良好な環境とは、水が溜まっている部分だけでなく、そこに至るまでの周辺の湿地部分のことも含めている。そういった観点からすると、一ノ井池も結構広い範囲がそれにあたると思われる。

そうした状況の中で、一ノ井池の周辺を埋めて堰堤にする計画があると聞いている。山の緑も大切であるが、水や周辺の湿地部分も大変重要である。このような自然循環システムが無くなってしまう開発計画は、無謀な計画である。何か対策を考えるべきである。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

環境保全については、都市計画の範囲内で説明させていただいている。また、市の土地利用の観点からも、事業者をお願いしているところであるが、強制力のあるものではない。今後、愛知県の開発部局と事業者が、開発許可の中で協議を進めていくことになる。

#### **浅井たつお委員**

まちづくりは、愛知県のために行うものではない。長久手市のために行うものである。約17haの区域内で、上流部の緑地と下流部の湿地のどちらを重視したのか。何か採点方式のようなものはあるのか。

#### **瀬口哲夫議長**

事務局の説明では、都市計画の制度の中でしか対応できない。また、環境面については、愛知県が対応するという説明でした。そういうことでよろしいですか。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

決して、浅井委員が言われている内容が、都市計画と関係ないとは言っていないが、現在の都市計画の制度では対応できない状況である。今後の課題であると認識している。

#### **浅井たつお委員**

上流の緑地を重視し、下流の湿地を無視したと聞いている。もっと、自然環境の中で何が大事なのかを評価した上で、地区計画を決定するべきではないのか。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

事前の打ち合わせの中で、本地区計画の区域においては、愛知県立芸術大学側の稜線を残すことが最大の課題となっていたと聞いている。

また、下流の湿地についても、事業者からは付近に公園を配置することにより、自然を再現していきたいと聞いている。

#### **村山顕人委員**

本地区計画の内容は、市街化調整区域で開発を行うにあたり、必要最低限のルールのみである。本地区の近くに、昨年、市街化区域に編入された公園西駅周辺地区がある。公園西駅周辺地区を対象とした環境配慮型まちづくり基本構想及び基本計画を策定した際、その副会長を務めさせていただいた。その際、この地区をモデルとして、環境配慮型まちづくり基本構想及び基本計画を、長久手市全体に広げていくと聞いていたが、本地区も環境配慮型まちづくり基本計画の趣旨に沿った計画にしても良かったと思う。

本地区の南側に、同じく市街化調整区域で開発を行った三ヶ峯地区がある。三ヶ峯地区計画を策定した時は、環境配慮型まちづくり基本計画が無かったので、参考には出来なかった。本地区計画が、三ヶ峯地区計画と比べて、どう環境配慮型になったかが大事である。

具体的な例でいうと、地形に沿った区画道路の計画にすることや、緑地の配置についても、地区の周りではなく住宅地の中に緑地を通して緑のネットワークを構築することや、開発で山を切った際の雨水をどうマネジメントするのかをよく検討した上で調整池の位置を決めること等が考えられるが、本地区計画案にはそのようなことがあまり無い。少なくとも、地区計画の目標や方針に、環境配慮型まちづくり基本計画の内容を盛り込んでも良かった。

また、区画道路の配置について、事業者が自由に道路配置を変更できるようにしたと聞いているが、環境配慮型のまちづくりを進めていくという強い意志があれば、もう少し良い形で地区施設としての道路を配置できたと思う。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

環境配慮型まちづくり基本計画については、土地利用の会議の場で事業者にもお伝えしておりますが、それを担保するものにはなっていない。本来であれば、条例を制定し地区計画の中で具現化できることが望ましいとは思っ

ているが、残念ながら間に合わなかったというのが正直なところでは。

今後の開発協議の中で、事業者にある程度協力いただくよう調整していくことになる。地区計画の中で具体的なことを表現できていないが、やれるべきことはやっているということは、ご理解いただきたい。

#### **村山顕人委員**

緑地の配置は、条例には関係ないので、変更できるのでは。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

地区施設で定める緑地については決定であるが、これより緑地が増える分には問題ない。開発協議の中で、今以上に緑地が増えることはあり得る。

地区施設で位置付けていない区画道路についても、本日、参考資料でお示ししている計画と比べ、幹線道路が増える等の変更計画が提出される可能性はある。

#### **宮崎幸恵委員**

地区計画の中身に反対している訳ではないが、気になった点があったため、意見させていただく。壁面後退の中身が入っているが、植栽を植えなければいけない等の規制が盛り込まれていない。本地区計画の内容では、個別の宅地部分で何でも出来てしまう。長久手市が、どのようなまちづくりを進めていきたいのかを考える必要がある。条例が無いとか、策定が難しいという話ばかりでは、前に進めない。

今後、複数の住宅メーカーが入ってきた場合、建築物のデザインがいろいろなものになるが、どう思われるか。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

本地区計画は、建築基準法の考え方しか盛り込まれていない。緑の量については盛り込まれておらず、それを運用する専門家もいない状況であり、今後の課題である。また、市全体の緑の量を増やすことが課題となっておりますので、そういったことを含めて進めていく必要があると考えている。

また、住宅の色彩や意匠の規制についても、それを運用するための条例を策定する必要があり、ハードルが高く現段階では難しく、制度を積極的に取り入れていく状況になっていない。

#### **原田秀俊委員**

一ノ井池が、どのような構造になるのか具体的に教えて欲しい。例えば、垂直のコンクリート構造物になるのか、環境に配慮した親水性が取れる構造になるのか、計画を教えてほしい。

### **事務局（川本都市計画課長）**

現在の一ノ井池の北側半分を調整池として活用し、南側半分については、浚渫して農業用ため池として活用すると聞いているが、具体的な構造までは聞いていない。ただし、所管課からは、環境に配慮し調整池の近くに公園を配置する予定であると聞いている。

### **近藤鋭雄委員**

現在の一ノ井池が、調整池と農業用ため池に分けて活用されるということでしたが、新しく整備される農業用ため池の構造について、特に問題は無いでしょうか。

### **事務局（川本都市計画課長）**

ため池としての機能は、十分確保できると聞いている。また、ため池を浚渫することにより容量を確保し、排水口部分もしっかり整備すると聞いている。また、地元の水利権者の了解も得ていると聞いている。

### **浅井たつお委員**

8月頃に、農業用の水が一番必要になってくると思うが、今後、開発行為により水源の構造が変わることにより、天然の湧水からの流入水を当てに出来なくなる。そうなると、池に降った雨水のみで、年間を通して営農できる流量を確保できるのか計算する必要があるが、そのようなことは行ったのか。

### **事務局（川本都市計画課長）**

詳細は把握していない。将来系の農業用ため池で、必要な容量を確保できるという結果しか知らない。

### **瀬口哲夫議長**

只今、審議いただいた内容は、環境に関することである。ちなみに、長久手市には、環境に関する問題を取り扱う審議会はあるのか。

### **事務局（川本都市計画課長）**

そのような審議会があるのか、把握していない。

### **瀬口哲夫議長**

本来であれば、市として、ため池を今後どのようにしていくかという方針が必要である。そのような方針があれば、開発行為に対する意見を言えるが、方針が無いと市としても対応出来ないし、事業者も困ってしまう。

緑化の話についても話させていただくと、名古屋市が1980年代に緑の量について方針を立てたが、実現できていない。やはり、土地に関する問題は難しい。しかし、時代は変わって、法律に基づく条例を策定し、緑化地域制度を

活用できるようになった。名古屋市はこの緑化制度を導入している。

本地区計画においては、敷地面積の最低限度200㎡の規制をかけていることが、多少評価できる。これだけの敷地面積があれば、緑化できるスペースを確保できる。本日、審議されている緑化制度や環境に関する話と、都市計画の話をつータルで考えたいところではあるが、この場では検討しにくい。

ちなみに、緑化制度が無い中で、地区計画区域に対し、緑地をどの程度確保しているのか。

### **事務局（川本都市計画課長）**

開発許可基準の中には、3%の緑地確保という基準がある。本地区計画区域の中では、約25%の緑地面積を取っている。

### **瀬口哲夫議長**

地区計画で、約25%の緑地を確保している。さらに、緑地を確保しようとするのであれば、個々の宅地で確保する必要がある。本地区計画を変更しないということであれば、事業者にもルールを策定してもらい、宅地を購入していただいた方に緑地を確保してもらわなければならない。

また、一ノ井池については、親水性護岸にする等の環境を守れるような構造にしていきたい、という議論でした。

### **浅井たつお委員**

最近、愛知県が、向田橋付近の香流川左岸護岸を近自然工法で施工した。今後は、それ以上に進んでいかなければいけないのに、今の長久手市のやり方は、理解できない。愛知県が、近自然工法で河川改修しているのに、長久手市は、湿地を無くそうとしている。この行為は、万博のテーマにも合わない。事務局は、現在の段階では出来ないという話ばかりしているが、どこかで是正しなければ、延々と何も出来ない。

### **瀬口哲夫議長**

国の制度の中で、長久手市もやらなくてはいけない。担当者は、法律に基づいて対応しなくてはいけないので、法律を超えた制限をかけることは難しい。環境配慮型まちづくり基本計画を前提とした開発について提案がありましたので、今後はそのように進めていきたい。

皆さんからいただいた「一ノ井池の護岸については、なるべく現在の状態を残すとともに、自然の形態にしていきたい。」「個別の宅地についても、緑地を確保するよう事業者伝えていきたい。」「公園西駅周辺地区で実施予定の環境配慮型まちづくり基本計画の中身を事業者へ伝え、参考にしても

らうよう伝えていただきたい。」という3点のご意見、ご要望を事業者に伝えていただきたい旨について、市長に報告して下さい。

**瀬口哲夫議長**

それでは、採決を取らせていただいでよろしいでしょうか。異議がある場合は、挙手して下さい。

**浅井たつお委員**

反対とさせていただきます。

**瀬口哲夫議長**

ありがとうございました。それでは、浅井たつお委員が反対であるということを経事録に残していただいで、この第1号議案については、出席委員8名中7名の方が賛成されましたので、原案のとおり議決するということ、よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

ありがとうございます。

**(2) 第2号議案から第6号議案までについて**

**瀬口哲夫議長**

続きまして、第2号議案から第6号議案までについて、事務局の説明をお願いします。

**事務局（磯村都市計画係長）**

第2号議案から第6号議案については、関連する案件ですので一括して説明します。第2号議案から第6号議案までについては、長久手市が決定する都市計画です。議案書は、13ページから34ページです。これら5つの案件は、平成25年10月11日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたことにより、地名などを変更するものです。これらの変更は、都市計画の手続きは、都市計画法第21条第2項の規定により、縦覧などが不要である軽易な変更手続きとなります。

お手元のA3サイズの参考資料の4ページ以降をご覧ください。議案書のうち変更箇所が分かるように新旧対象表としてまとめたものです。左側が、新しい計画書を示しており、右側が、旧の計画書を、変更箇所は、変更後を赤文字、変更前を青文字で表示しています。

それでは、4ページにある「新旧対象表の位置の欄」をご覧ください。地名が、換地後の住所に変更されております。また、換地処分に併せて、長湫南部地区にある公園、緑地の名称を募集し、平成25年10月12日に新しい名称

に変更したため、都市計画の名称も変更します。8ページの公園名の欄をご覧ください。長湫南部2号公園が、市が洞一丁目公園に変更されております。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

#### **瀬口哲夫議長**

それでは、第2号議案から第6号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

#### **浅井たつお委員**

第4号議案の長湫南部公園にある古窯の位置を教えてください。また、第5号議案のほたるの里緑道の状況を教えてください。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

古窯の位置は、長湫南部公園の中にあると聞いている。お手元の図面だと長湫南部公園の右側あたりにあったと聞いている。

また、ほたるの里緑道については、ほとぎの里緑地の方から水を引いて、ほたるを放流していきたいと考えている。また、ほとぎの里緑地及び長湫南部公園との繋がりにより周遊性を持たせている。

#### **原田秀俊委員**

公園の名称を決める際は、旧地名をつけてもよかったのでは。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

公園及び緑地については、広報等により一般公募し、決定しました。この場で審議いただくのは難しい。審議した結果であることをご理解いただきたい。

#### **原田秀俊委員**

ほたるの里緑道は、丁子田池から水を引いていると聞いているが、水量は常に一定の流量を確保できるのか。

#### **事務局（川本都市計画課長）**

上流部の丁子田池で井戸を掘って、水を引いているが、豊富な水量があり、当初予定していた水を循環させるための施設が不要になったぐらいである。

#### **瀬口哲夫議長**

それでは、他にご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。第2号議案から第6号議案につきまして、原案どおり議決してご異議ありませんか。

#### **【異議なし】**

ありがとうございました。異議ないものと認めます。第2号議案から第6号

議案につきまして、原案のとおり議決しました。

**事務局（加藤開発調整監）**

ありがとうございました。本日の議案は、以上でございます。本日、審議していただいた議案につきましては、市長に答申させていただきます。

**瀬口哲夫議長**

以上で、本日の審議事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

**4 閉会**

**事務局（加藤開発調整監）**

以上で、平成25年度第2回長久手市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。